令和８年11月

飯田市議会第４回定例会

新旧対照表

議案第120号　飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
議案第121号　飯田市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例（案）
議案第122号　飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）
議案第124号　飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）
議案第126号　飯田市立学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）
議案第127号　飯田市恒川（ごんが）史跡公園条例の一部を改正する条例（案）

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第１条関係　飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（期末手当の額） 第25条　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の108.75を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当の額） 第25条　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、６月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とし、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。	２　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
３～５　（略）	３～５　（略）
（勤勉手当の支給） 第27条　（略）	（勤勉手当の支給） 第27条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命

改正後（案）	現行
権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第５項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合においては100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）、12月に支給する場合においては100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第５項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）、12月に支給する場合においては100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額
３・４　（略）	３・４　（略）
別表第１（第５条関係）	別表第１（第５条関係）
行政職給料表	行政職給料表
【別記１　参照】	【別記１　参照】
（備考）　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。	（備考）　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改正後（案）	現行
別表第２（第５条関係） ア　医療職給料表(1) 【別記２　参照】 （備考）　この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。 イ　医療職給料表(2) 【別記３　参照】 （備考）　この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。 ウ　医療職給料表(3) 【別記４　参照】 （備考）　この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。	別表第２（第５条関係） ア　医療職給料表(1) 【別記２　参照】 （備考）　この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。 イ　医療職給料表(2) 【別記３　参照】 （備考）　この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。 ウ　医療職給料表(3) 【別記４　参照】 （備考）　この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

【別記１】

改正後（案）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
前	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
再	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
任	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
用	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
短	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
時	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
間	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
勤	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
務	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
職	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
員	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
以	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		

外	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
の	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
職	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
員	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		

	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				

	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					

	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500	408,700						
	87	275,800	315,600	366,900	409,100						
	88	276,100	315,900	367,300	409,500						
	89	276,400	316,200	367,500	409,900						
	90	276,700	316,500	367,900	410,400						
	91	277,000	316,800	368,300	410,800						
	92	277,300	317,100	368,700	411,200						
	93	277,600	317,300	368,900	411,500						
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							

	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100	375,400							
	111		322,500	375,700							
	112		322,800	376,000							
	113		323,000	376,500							
	114		323,200	376,900							
	115		323,500	377,200							
	116		323,900	377,500							
	117		324,100	378,000							
	118		324,300								

	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400	円 499,600

現行

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
再	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
任	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
用	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
短	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
時	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
間	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
勤	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
務	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
職	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
員	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
以	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
外	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		

の	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
職	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
員	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		

	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				

	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					

	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700	397,000						
	87	266,500	306,100	356,100	397,400						
	88	266,800	306,400	356,500	397,800						
	89	267,100	306,700	356,700	398,200						
	90	267,400	307,000	357,100	398,700						
	91	267,700	307,300	357,500	399,100						
	92	268,000	307,600	357,900	399,500						
	93	268,300	307,800	358,100	399,800						
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							

	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600	364,600							
	111		313,000	364,900							
	112		313,300	365,200							
	113		313,500	365,700							
	114		313,700	366,100							
	115		314,000	366,400							
	116		314,400	366,700							
	117		314,600	367,200							
	118		314,800								
	119		315,100								

	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800	基準給料月額 円 409,200	基準給料月額 円 462,400

【別記２】

改正後（案）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	417,300	540,100	606,900	714,000	772,700
前	2	419,700	542,800	608,900	720,100	778,500
再	3	422,000	545,500	610,800	725,200	783,500
任	4	424,200	548,100	612,700	729,900	787,800
用	5	426,400	550,600	614,200	734,200	791,800
短	6	429,900	552,800	615,900	738,500	795,200
時	7	433,400	554,800	617,700	741,900	798,100
間	8	436,900	556,900	619,500	744,800	800,800
勤	9	440,500	559,000	621,300	747,300	
務	10	444,000	560,600	623,000	749,600	
職	11	447,500	562,200	624,800		
員	12	451,000	563,800	626,600		
以	13	454,500	565,400	628,400		

外の職員	14	458,000	566,900	630,100			
	15	461,500	568,400	631,900			
	16	465,000	569,800	633,700			
	17	468,400	571,200	635,500			
	18	471,600	572,700	637,400			
	19	474,900	574,200	639,300			
	20	478,100	575,600	641,200			
	21	481,400	576,900	643,100			
	22	484,700	578,400	644,800			
	23	487,900	579,800	646,600			
	24	491,000	581,200	648,400			
	25	494,200	582,600	650,000			
	26	496,600	584,000	651,800			
	27	499,000	585,300	653,600			
	28	501,200	586,600	655,100			
	29	503,200	588,000	656,500			
	30	504,900	589,300	658,200			
	31	506,600	590,700	660,000			
	32	508,400	592,100	661,700			
	33	510,200	593,400	663,200			
	34	512,000	594,700	664,500			

	35	513,600	596,000	665,800			
	36	515,100	597,400	667,100			
	37	516,600	598,800	668,100			
	38	518,000	600,400	669,400			
	39	519,400	602,000	670,700			
	40	520,800	603,500	672,000			
	41	522,300	605,100	673,000			
	42	523,100	606,300	673,800			
	43	523,800	607,300	674,600			
	44	524,500	608,300	675,400			
	45	525,300	609,100	676,300			
	46	525,900	610,000	677,100			
	47	526,500	610,900	677,900			
	48	527,000	611,700	678,600			
	49	527,500	612,400	679,400			
	50	527,900	613,100	680,200			
	51	528,400	613,800	680,900			
	52	528,800	614,400	681,800			
	53	529,200	615,000	682,700			
	54	529,500	615,700	683,500			
	55	529,800	616,300	684,400			

	56	530,200	616,900	685,300			
	57	530,500	617,200	686,100			
	58	530,800	617,800	686,900			
	59	531,100	618,400	687,700			
	60	531,400	619,100	688,400			
	61	531,800	619,500	689,200			
	62	532,100	620,100	690,100			
	63	532,400	620,800	691,000			
	64	532,700	621,500	691,900			
	65	533,000	621,900	692,700			
	66		622,500	693,600			
	67		623,100	694,500			
	68		623,600	695,400			
	69		624,100	696,200			
	70		624,600	697,100			
	71		625,100	698,000			
	72		625,600	698,900			
	73		626,000	699,700			
	74		626,500				
	75		626,900				
	76		627,300				

	77		627,800			
	78		628,400			
	79		628,900			
	80		629,300			
	81		629,800			
	82		630,400			
	83		631,000			
	84		631,500			
	85		632,000			

現行

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外		円	円	円	円	円
	1	405,600	525,600	590,300	696,200	753,700
	2	407,900	528,300	592,300	702,300	759,500
	3	410,200	530,900	594,200	707,400	764,500
	4	412,400	533,300	596,100	712,100	768,800
	5	414,500	535,600	597,500	716,400	772,800
	6	418,000	537,800	599,200	720,700	776,200
	7	421,500	539,800	601,000	724,100	779,100
	8	424,900	541,900	602,800	727,000	781,800
	9	428,300	544,000	604,600	729,500	
	10	431,800	545,500	606,300	731,800	
	11	435,200	547,000	608,100		
	12	438,600	548,500	609,900		
	13	442,000	549,900	611,700		
	14	445,500	551,300	613,400		

の	15	448,900	552,800	615,200		
職	16	452,300	554,200	617,000		
員	17	455,700	555,500	618,800		
	18	458,800	557,000	620,700		
	19	462,000	558,400	622,600		
	20	465,200	559,800	624,500		
	21	468,500	561,100	626,400		
	22	471,600	562,600	628,100		
	23	474,700	564,000	629,900		
	24	477,700	565,400	631,700		
	25	480,800	566,800	633,300		
	26	483,100	568,200	635,100		
	27	485,400	569,500	636,900		
	28	487,600	570,900	638,400		
	29	489,500	572,300	639,800		
	30	491,200	573,600	641,500		
	31	492,900	575,000	643,300		
	32	494,700	576,400	645,000		
	33	496,400	577,700	646,500		
	34	498,200	579,100	647,800		
	35	499,800	580,400	649,100		

	36	501,100	581,800	650,400			
	37	502,500	583,200	651,400			
	38	503,900	584,900	652,700			
	39	505,300	586,500	654,000			
	40	506,700	588,000	655,300			
	41	508,200	589,600	656,300			
	42	508,900	590,800	657,100			
	43	509,500	591,900	657,900			
	44	510,100	593,000	658,700			
	45	510,900	594,000	659,600			
	46	511,500	594,900	660,400			
	47	512,100	595,800	661,200			
	48	512,600	596,600	661,900			
	49	513,100	597,300	662,700			
	50	513,500	598,000	663,500			
	51	514,000	598,700	664,200			
	52	514,400	599,300	665,100			
	53	514,800	599,900	666,000			
	54	515,100	600,600	666,800			
	55	515,400	601,200	667,700			
	56	515,800	601,800	668,600			

	57	516,100	602,100	669,400			
	58	516,500	602,700	670,200			
	59	516,800	603,300	671,000			
	60	517,200	604,000	671,700			
	61	517,600	604,400	672,500			
	62	517,900	605,000	673,400			
	63	518,200	605,700	674,300			
	64	518,500	606,400	675,200			
	65	518,800	606,800	676,000			
	66		607,400	676,900			
	67		608,000	677,800			
	68		608,500	678,700			
	69		609,000	679,500			
	70		609,500	680,400			
	71		610,000	681,300			
	72		610,500	682,200			
	73		610,900	683,000			
	74		611,400				
	75		611,800				
	76		612,200				
	77		612,700				

	78		613, 300			
	79		613, 800			
	80		614, 200			
	81		614, 700			
	82		615, 300			
	83		615, 900			
	84		616, 400			
	85		616, 900			

【別記３】

改正後（案）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800

外の職員	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700

35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	435,900	
55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	436,200	

	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	436,500		
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	436,700		
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	437,000		
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	437,300		
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	437,600		
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	437,800		
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100			
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600			
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100			
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700			
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200			
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800			
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400			
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900			
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400			
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800			
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200			
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500			
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000			
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400			
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800			

	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200			
	78	274,300	310,800	348,600	370,700	415,700			
	79	274,600	311,000	349,000	370,900	416,200			
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	416,700			
	81	275,000	311,600	350,000	371,700	417,000			
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	417,500			
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	417,900			
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	418,300			
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	418,700			
	86		312,800	351,600	373,300				
	87		313,000	351,900	373,600				
	88		313,200	352,200	373,900				
	89		313,600	352,500	374,300				
	90		313,800	352,700	374,600				
	91		314,000	353,100	374,800				
	92		314,200	353,400	375,100				
	93		314,600	353,600	375,400				
	94		314,800	353,900	375,800				
	95		315,000	354,200	376,200				
	96		315,300	354,400	376,600				
	97		315,600	354,600	377,100				

	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800	379,200			
	103		317,000	356,200	379,600			
	104		317,300	356,400	380,000			
	105		317,600	356,600	380,500			
	106			356,900	380,900			
	107			357,300	381,300			
	108			357,700	381,700			
	109			357,900	382,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 219,900	基準給料月額 円 247,700	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 294,400	基準給料月額 円 323,100	基準給料月額 円 368,700	基準給料月額 円 414,700

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300

の職員	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300

36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,800		

	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,000		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,300		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,900		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	425,100		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			

	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700			
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,200			
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,700			
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	405,000			
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,500			
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,900			
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,300			
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,700			
	86		303,000	341,100	362,300				
	87		303,200	341,400	362,600				
	88		303,400	341,700	362,900				
	89		303,800	342,000	363,300				
	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				
	96		305,500	343,900	365,600				
	97		305,800	344,100	366,100				
	98		306,000	344,400	366,500				

	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300	368,200			
	103		307,200	345,700	368,600			
	104		307,500	345,900	369,000			
	105		307,800	346,100	369,500			
	106			346,400	369,900			
	107			346,800	370,300			
	108			347,200	370,700			
	109			347,400	371,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 201,300	基準給料月額 円 227,900	基準給料月額 円 257,300	基準給料月額 円 271,300	基準給料月額 円 297,800	基準給料月額 円 340,000	基準給料月額 円 383,400

【別記４】

改正後（案）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700

外の職員	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100

	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800	
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600	
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400	
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200	
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900	
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600	
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400	
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100		
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200		
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300		
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300		
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800		
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300		
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700		
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300		
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800		
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200		
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700		
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200		
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600		
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900		

	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200		
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600		
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	462,100		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	462,700		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	463,100		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	463,700		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	464,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	464,600		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	465,100		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	465,600		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700			
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300			
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800			
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200			
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800			
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200			
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500			
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800			
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300			
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700			
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000			

	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300			
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800			
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300			
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700			
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000			
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400			
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900			
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300			
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700			
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,200			
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,700			
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	422,100			
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,400			
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	422,800			
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	423,300			
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	423,700			
	93	309,600	339,800	376,200	394,600	424,100			
	94	309,900	340,500	376,600	395,100				
	95	310,400	341,200	377,100	395,600				
	96	310,900	341,800	377,500	396,100				
	97	311,400	342,200	378,000	396,700				

	98	311,900	342,500	378,400	397,200				
	99	312,300	343,000	378,900	397,700				
	100	312,700	343,600	379,300	398,100				
	101	313,100	344,000	379,600	398,700				
	102	313,500	344,500	380,100	399,200				
	103	313,900	345,100	380,400	399,700				
	104	314,200	345,600	380,700	400,200				
	105	314,500	346,000	381,100	400,800				
	106	314,900	346,500	381,600	401,200				
	107	315,300	347,000	382,100	401,700				
	108	315,600	347,500	382,600	402,200				
	109	315,800	347,900	383,100	402,800				
	110	316,100	348,200	383,600	403,200				
	111	316,300	348,500	384,100	403,700				
	112	316,600	348,800	384,500	404,200				
	113	316,900	349,100	384,900	404,800				
	114	317,100	349,500	385,300	405,200				
	115	317,400	349,800	385,800	405,700				
	116	317,600	350,100	386,300	406,200				
	117	317,900	350,300	386,700	406,800				
	118	318,100	350,600	387,200					

	119	318,400	350,900	387,700					
	120	318,700	351,100	388,200					
	121	319,000	351,300	388,500					
	122	319,300	351,600						
	123	319,600	351,900						
	124	319,900	352,200						
	125	320,100	352,400						
	126	320,300	352,700						
	127	320,600	353,000						
	128	321,000	353,200						
	129	321,200	353,400						
	130	321,500	353,600						
	131	321,800	353,900						
	132	322,200	354,100						
	133	322,400	354,400						
	134	322,700	354,800						
	135	323,000	355,200						
	136	323,300	355,600						
	137	323,500	355,900						
	138	323,800	356,300						
	139	324,100	356,700						

	140	324,400	357,100						
	141	324,600	357,400						
	142	324,900	357,800						
	143	325,300	358,100						
	144	325,600	358,500						
	145	325,800	358,800						
	146	326,000	359,200						
	147	326,300	359,600						
	148	326,600	360,000						
	149	326,800	360,300						
	150	327,000	360,700						
	151	327,300	361,100						
	152	327,600	361,500						
	153	328,000	361,800						
	154	328,200							
	155	328,400							
	156	328,700							
	157	329,000							
	158	329,300							
	159	329,600							
	160	329,900							

	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 270,400	基準給料月額 円 292,600	基準給料月額 円 300,900	基準給料月額 円 312,600	基準給料月額 円 331,000	基準給料月額 円 372,300	基準給料月額 円 420,700

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800

の職員	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600

36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400	
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200	
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000	
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700	
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400	
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200	
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800		
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900		
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000		
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000		
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500		
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000		
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400		
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000		
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500		
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900		
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400		
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900		
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300		
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600		
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900		

	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300		
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,800		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,400		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,800		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	450,400		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,900		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	451,300		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	451,800		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	452,300		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600			
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200			
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700			
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100			
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700			
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100			
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400			
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700			
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200			
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600			
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900			
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200			

	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700			
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200			
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600			
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900			
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300			
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800			
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200			
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600			
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,100			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,600			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	410,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500				
	95	300,100	330,700	365,900	384,000				
	96	300,700	331,300	366,300	384,500				
	97	301,300	331,800	366,800	385,100				
	98	301,800	332,100	367,200	385,600				

	99	302,300	332,600	367,700	386,100				
	100	302,800	333,200	368,100	386,500				
	101	303,200	333,600	368,400	387,100				
	102	303,700	334,100	368,900	387,600				
	103	304,100	334,700	369,200	388,100				
	104	304,500	335,200	369,500	388,600				
	105	304,900	335,600	369,900	389,200				
	106	305,300	336,100	370,400	389,600				
	107	305,700	336,600	370,900	390,100				
	108	306,000	337,100	371,400	390,600				
	109	306,200	337,500	371,900	391,200				
	110	306,500	337,800	372,400	391,600				
	111	306,700	338,100	372,900	392,100				
	112	307,000	338,400	373,300	392,600				
	113	307,300	338,700	373,700	393,200				
	114	307,500	339,100	374,100	393,600				
	115	307,800	339,400	374,600	394,100				
	116	308,000	339,700	375,100	394,600				
	117	308,300	339,900	375,500	395,200				
	118	308,500	340,200	376,000					
	119	308,800	340,500	376,500					

	120	309,100	340,700	377,000					
	121	309,400	340,900	377,300					
	122	309,700	341,200						
	123	310,000	341,500						
	124	310,300	341,800						
	125	310,500	342,000						
	126	310,700	342,300						
	127	311,000	342,600						
	128	311,400	342,800						
	129	311,600	343,000						
	130	311,900	343,200						
	131	312,200	343,500						
	132	312,600	343,700						
	133	312,800	344,000						
	134	313,100	344,400						
	135	313,400	344,800						
	136	313,700	345,200						
	137	313,900	345,500						
	138	314,200	345,900						
	139	314,500	346,300						
	140	314,800	346,700						

	141	315,000	347,000						
	142	315,300	347,400						
	143	315,700	347,700						
	144	316,000	348,100						
	145	316,200	348,400						
	146	316,400	348,800						
	147	316,700	349,200						
	148	317,000	349,600						
	149	317,200	349,900						
	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							

	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

第２条関係　飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（通勤手当の額） 第18条　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 前条第１号に掲げる職員　支給単位期間につき市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第３項において「運賃等相当額」という。） (2)・(3)　（略） ２　前条第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が、市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額 ３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第１項第２号に定める額及び前項第１号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の	（通勤手当の額） 第18条　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 前条第１号に掲げる職員　支給単位期間につき市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。） (2)・(3)　（略） ２　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定

改正後（案）	現行
通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
４　前条及び前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に市長が定める。	３　前条及び前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に市長が定める。
（期末手当の額）	（期末手当の額）
第25条　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第25条　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の108.75を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。	２　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、６月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とし、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。
３～５　（略）	３～５　（略）
（勤勉手当の支給）	（勤勉手当の支給）

改正後（案）	現行
第27条　（略）	第27条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第５項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第５項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合においては100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）、12月に支給する場合においては100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）、12月に支給する場合においては100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75）を乗じて得た額の総額
３・４　（略）	３・４　（略）

第３条関係　飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（給与の額） 第３条　（略） ２　常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、同条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	（給与の額） 第３条　（略） ２　常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、同条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

第４条関係　飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（給与の額） 第３条　（略） ２　常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、同条例第25条第１項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	（給与の額） 第３条　（略） ２　常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、同条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

第５条関係　飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（期末手当） 第５条　（略） ２　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　（略）	（期末手当） 第５条　（略） ２　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　（略）

第６条関係　飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（期末手当） 第５条　（略） ２　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　（略）	（期末手当） 第５条　（略） ２　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　（略）

第７条関係　飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（給与の特例） 第５条　第３条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記　参照】 ２～４　（略） （給与条例の適用除外等） 第６条　（略） ２　任期付研究員に対する給与条例の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第４項において「任期付研究員条例」という。）第５条の規定による」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、給与条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第５条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。	（給与の特例） 第５条　第３条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記　参照】 ２～４　（略） （給与条例の適用除外等） 第６条　（略） ２　任期付研究員に対する給与条例の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第４項において「任期付研究員条例」という。）第５条の規定による」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、給与条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第５条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

【別記】

改正後（案）

号俸	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

現行

号俸	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第８条関係　飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（給与条例の適用除外等） 第６条　（略） ２　任期付研究員に対する給与条例の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第４項において「任期付研究員条例」という。）第５条の規定による」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、給与条例第25条第１項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第５条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。	（給与条例の適用除外等） 第６条　（略） ２　任期付研究員に対する給与条例の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第４項において「任期付研究員条例」という。）第５条の規定による」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、給与条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第５条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第９条関係　一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（給与に関する特例） 第４条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記　参照】 ２～４　（略） （給与条例の適用除外等） 第５条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第23条の２第１項、第23条の５、第25条第１項、同条第４項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第５号。第23条の２第１項及び第25条第４項において「任期付職員条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第23条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第４条第１項に規定する特定任期付職員（第23条の５において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第４条第１項の	（給与に関する特例） 第４条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記　参照】 ２～４　（略） （給与条例の適用除外等） 第５条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第23条の２第１項、第23条の５、第25条第１項、同条第４項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第５号。第23条の２第１項及び第25条第４項において「任期付職員条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第23条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第４条第１項に規定する特定任期付職員（第23条の５において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第４条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第27条第

改正後（案）	現行
給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。	２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

【別記】

改正後（案）

号俸	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000

現行

号俸	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

第10条関係　一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
（給与条例の適用除外等） 第５条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第23条の２第１項、第23条の５、第25条第１項、同条第４項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第５号。第23条の２第１項及び第25条第４項において「任期付職員条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第23条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第４条第１項に規定する特定任期付職員（第23条の５において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第１項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第４条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。	（給与条例の適用除外等） 第５条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第23条の２第１項、第23条の５、第25条第１項、同条第４項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第５号。第23条の２第１項及び第25条第４項において「任期付職員条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第23条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第４条第１項に規定する特定任期付職員（第23条の５において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の５中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第１項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、同条第４項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第４条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

第11条関係　飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第54号）

改正後（案）	現行
附　則 １～10　（略） 11　第３条の規定にかかわらず、飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年飯田市条例第　号。以下この項において「改正条例」という。）第１条の規定の施行の日から令和９年３月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、次の給料表によるものとする。 給料表 【別記　参照】	附　則 １～10　（略）

【別記】

改正後（案）

職種	号俸	給料月額
１　保育士、介護員又は一般行政事務その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第１に定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第１の１級又は２級の欄に掲げる額
２　病院、診療所等に勤務する医師又は歯科医師	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のアに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のアの１級又は２級の欄に掲げる額
３　薬剤師、臨床心理士、公認心理師、管理栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、歯科衛生士又は医療相談員その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のイに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のイの１級又は２級の欄に掲げる額
４　保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のウに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のウの１級又は２級の欄に掲げる額

第12条関係　飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（最終　令和７年12月23日飯田市条例第54号）

改正後（案）	現行
（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償） 第31条　（略） ２　前項の規定により弁償する費用の額は、給与条例第18条第１項及び第２項に規定する通勤手当の額に相当する額とする。ただし、あらかじめ定められた１週間当たりの勤務日数が常勤職員と異なるパートタイム会計年度任用職員については、市長は、規則で定める方法により算定した額を通勤に係る費用として弁償するものとする。	（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償） 第31条　（略） ２　前項の規定により弁償する費用の額は、給与条例第18条第１項に規定する通勤手当の額に相当する額とする。ただし、あらかじめ定められた１週間当たりの勤務日数が常勤職員と異なるパートタイム会計年度任用職員については、市長は、規則で定める方法により算定した額を通勤に係る費用として弁償するものとする。

飯田市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例

第１条関係　飯田市デイサービスセンター条例新旧対照表（最終　令和６年３月29日飯田市条例第10号）

改正後（案）	現行
（業務） 第５条　施設は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 通所介護（法第８条第７項及び第16項に規定するものをいう。以下同じ。）及び介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第10条の規定によりその保険給付についてなお従前の例によることとされている同法第５条の規定による改正前の法第８条の２第７項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する事業 (2) （略） ２　（略）	（業務） 第５条　施設は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 通所介護（法第８条第７項及び第17項に規定するものをいう。以下同じ。）及び介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第10条の規定によりその保険給付についてなお従前の例によることとされている同法第５条の規定による改正前の法第８条の２第７項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する事業 (2) （略） ２　（略）

第２条関係　飯田市授産施設条例新旧対照表（最終　令和５年３月27日飯田市条例第６号）

改正後（案）	現行
（使用料） 第８条　（略） ２　前項の使用料の額は、法第30条第４項第２号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 （特例訓練等給付費） 第９条　法第30条第４項の規定による特例訓練等給付費の額は、前条第２項の額の100分の90に相当する額とする。 ２　（略）	（使用料） 第８条　（略） ２　前項の使用料の額は、法第30条第３項第２号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 （特例訓練等給付費） 第９条　法第30条第３項の規定による特例訓練等給付費の額は、前条第２項の額の100分の90に相当する額とする。 ２　（略）

第３条関係　飯田市立病院介護老人保健施設条例新旧対照表（最終　平成27年３月26日飯田市条例第18号）

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護老人保健施設（法第８条第27項に該当するものをいう。以下「施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護老人保健施設（法第８条第28項に該当するものをいう。以下「施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
（施設が行うサービスの内容） 第４条　施設は、施設サービス（法第８条第25項に規定するものをいう。以下同じ。）、居宅サービス（同条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）及び介護予防サービス（法第８条の２第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う。	（施設が行うサービスの内容） 第４条　施設は、施設サービス（法第８条第26項に規定するものをいう。以下同じ。）、居宅サービス（同条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）及び介護予防サービス（法第８条の２第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う。
２　前項に規定する施設サービス、居宅サービス及び介護予防サービスの内容は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 施設サービス　介護保健施設サービス（法第８条第27項に規定するものをいう。） (2)・(3)　（略）	２　前項に規定する施設サービス、居宅サービス及び介護予防サービスの内容は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 施設サービス　介護保健施設サービス（法第８条第28項に規定するものをいう。） (2)・(3)　（略）
（料金の納付） 第６条　施設を利用する者は、施設の使用料として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する額の料金を施設に納付しなければならない。 (1)～(4)　（略）	（料金の納付） 第６条　施設を利用する者は、施設の使用料として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する額の料金を施設に納付しなければならない。 (1)～(4)　（略）

改正後（案）	現行
(5) 施設において、施設サービス、居宅サービス又は介護予防サービスを受けるに際し、施設に滞在する場合　次のア及びイに掲げる滞在する部屋の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額 ア・イ　（略） 2　（略）	(5) 施設において、施設サービス、居宅サービス又は介護予防サービスを受けるに際し、施設に滞在する場合　次の各号に掲げる滞在する部屋の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 ア・イ　（略） 2　（略）

第４条関係　飯田市立病院介護老人保健施設条例新旧対照表（最終　平成27年３月26日飯田市条例第18号）

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護老人保健施設（法第８条第28項に該当するものをいう。以下「施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護老人保健施設（法第８条第27項に該当するものをいう。以下「施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
（施設が行うサービスの内容） 第４条　施設は、施設サービス（法第８条第26項に規定するものをいう。以下同じ。）、居宅サービス（同条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）及び介護予防サービス（法第８条の２第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う。	（施設が行うサービスの内容） 第４条　施設は、施設サービス（法第８条第25項に規定するものをいう。以下同じ。）、居宅サービス（同条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）及び介護予防サービス（法第８条の２第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う。
２　前項に規定する施設サービス、居宅サービス及び介護予防サービスの内容は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 施設サービス　介護保健施設サービス（法第８条第28項に規定するものをいう。） (2)・(3)　（略）	２　前項に規定する施設サービス、居宅サービス及び介護予防サービスの内容は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 施設サービス　介護保健施設サービス（法第８条第27項に規定するものをいう。） (2)・(3)　（略）

第５条関係　飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（最終　令和６年３月29日飯田市条例第12号）

改正後（案）	現行
第５条　削除	（夜間対応型訪問介護の基本方針） 第５条　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。
（認知症対応型共同生活介護の基本方針） 第11条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	（認知症対応型共同生活介護の基本方針） 第11条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
（地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針） 第12条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下この条において「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第	（地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針） 第12条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下この条において「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第

改正後（案）	現行
８条第20項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	８条第21項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
２　（略）	２　（略）
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針）	（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針）
第13条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この条及び次条において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第８条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。第15条第１項において同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	第13条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この条及び次条において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第８条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。第15条第１項において同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（看護小規模多機能型居宅介護の基本方針）	（看護小規模多機能型居宅介護の基本方針）

改正後（案）	現行
第16条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第８条第22項第１号に規定するものに限る。）の事業は、法第74条の規定により長野県が定める指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	第16条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第８条第23項第１号に規定するものに限る。）の事業は、法第74条の規定により長野県が定める指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第６条関係　飯田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（最終　令和６年３月29日飯田市条例第12号）

改正後（案）	現行
（基本方針） 第３条　（略） ２　（略） ３　指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第８条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）等に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならない。 ４～６　（略）	（基本方針） 第３条　（略） ２　（略） ３　指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）等に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならない。 ４～６　（略）

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第１条関係　飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終　令和８年３月30日飯田市条例第６号）

改正後（案）	現行
（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号若しくは同条第12項第２号の規定により保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第３号の規定により保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童）をいう。 (4)～(9)　（略） （保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）	（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定により保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童）をいう。 (4)～(9)　（略） （保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）

改正後（案）	現行
第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを総称して「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを総称して「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６　（略）	２～６　（略）
７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保	７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保

改正後（案）	現行
育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設（入所定員が20人以上のものに限る。）のうち、次に掲げるものであって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
（児童対象性暴力等の防止） 第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第14条　削除
（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第18条　（略）	（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第18条　（略）
２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以	２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利

改正後（案）	現行
下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 【別記　参照】	用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
３・４　（略）	３・４　（略）
（家庭的保育事業所等内部の規程）	（家庭的保育事業所等内部の規程）
第19条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第19条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）	(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
(7)～(11)　（略）	(7)～(11)　（略）
第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。
（職員）	（職員）
第30条　（略）	第30条　（略）
２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。	２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。

改正後（案）	現行
(1)・(2)　(略) (3) 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人 (4)　(略) ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	(1)・(2)　(略) (3) 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人 (4)　(略) ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後（案）	現行
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（職員）	（職員）
第32条　（略）	第32条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用）	（準用）

改正後（案）	現行
第33条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業Ｂ型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（Ｂ型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ｂ型）」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模保育事業所Ｂ型」と読み替えるものとする。	第33条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業Ｂ型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（Ｂ型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ｂ型）」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模保育事業所Ｂ型」と、同条第４号中「次号並びに第34条第４号及び第５号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする。
（利用定員） 第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後（案）	現行
７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保し	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後（案）	現行
なければならない。	
（準用）	（準用）
第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第48条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第４号において同じ。）」と読み替えるものとする。	第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第48条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号並びに第34条第４号及び第５号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。
附　則	附　則
（連携施設に関する経過措置）	（連携施設に関する経過措置）
第３条　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができ	第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

改正後（案）	現行
る。 （小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第２項各号又は第45条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（第30条第３項若しくは第４項、第45条第３項若しくは第４項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２条の規定の適用がないものとした場合の第30条第２項又は第45条第２項の規定により算定される保育士の数の３分の２以上置かなければならない。	（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第２項各号又は第45条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第30条第３項若しくは第45条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第30条第２項又は第45条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

【別記】

改正後（案）

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２条関係　飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終　令和７年９月30日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
目次 第１章　総則（第１条―第４条） 第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第５条） 第２節　運営に関する基準（第６条―第35条） 第３節　特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条） 第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第38条） 第２節　運営に関する基準（第39条―第51条） 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第52条―第53条） 第４章　雑則（第54条） 附則	目次 第１章　総則（第１条―第４条） 第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第５条） 第２節　運営に関する基準（第６条―第35条） 第３節　特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条） 第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第38条） 第２節　運営に関する基準（第39条―第51条） 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条） 第４章　雑則（第54条） 附則
（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6)　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。 (6)の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10	（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6)　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業をいう。

改正後（案）	現行
項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。	
(7)～(11)　(略)	(7)～(11)　(略)
(11)の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。	
(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。	
(11)の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。	
(12)～(15)　(略)	(12)～(15)　(略)
(16)　削除	(16)　負担額算定基準子ども　令第13条第２項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
(17)～(28)　(略)	(17)～(28)　(略)
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第７条　(略)	第７条　(略)
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考そ	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者

改正後（案）	現行
の他公正な方法により選考しなければならない。	の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４・５　（略）	４・５　（略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第８条　（略）	第８条　（略）
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第14条　（略）	第14条　（略）

改正後（案）	現行
２・３　（略）	２・３　（略）
４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ｱ) 教育認定子ども　77,101円	(ｱ) 法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円
(ｲ) 満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）	(ｲ) 法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
イ　教育認定子ども及び満３歳以上保育認定子どものうち、同一の教育・保育給付認定保護者に係る22歳未満の子（22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子をいう。）が同一の世帯に３人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、２番目の年長者及びアに規定する者に該当するものを除く。）に対する副食の提供	イ　法第19条第１号及び第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、同一の教育・保育給付認定保護者に係る22歳未満の子（22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子をいう。）が同一の世帯に３人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、２番目の年長者及びアに規定する者に該当するものを除く。）に対する副食の提

改正後（案）	現行
ウ　（略）	供 ウ　（略）
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）
５・６　（略）	５・６　（略）
（特定教育・保育の取扱方針） 第16条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	（特定教育・保育の取扱方針） 第16条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
２　（略）	２　（略）
（虐待等の禁止） 第26条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園であ	（虐待等の禁止） 第26条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該教育・

改正後（案）	現行
る特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（利益供与等の禁止）	（利益供与等の禁止）
第30条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第５項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第５項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第30条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第５項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第４項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　（略）	２　（略）
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第36条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	第36条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就

改正後（案）	現行
育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第５条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第５条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第14条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ中「満３歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満３歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第37条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）	（特別利用教育の基準） 第37条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

改正後（案）	現行
が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第５条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第５条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、第14条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは

改正後（案）	現行
３号イ中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。	「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ中「満３歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満３歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。
第38条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下本章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第43条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同省令第27条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第43条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同省令第27条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第３条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第38条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下本章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第43条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同省令第31条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第43条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同省令第33条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第３条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係
(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定	

改正後（案）	現行
員 (2) 事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条　（略）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条　（略）
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下本章（第44条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとす

改正後（案）	現行
満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	る。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
４　前２項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	３　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第41条　（略）	第41条　（略）
２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が	２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ

改正後（案）	現行
行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	り市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第42条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第42条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第43条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると飯田市（以下「市」という。）が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	第43条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると飯田市（以下「市」という。）が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	(1) 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
(2) （略）	(2) （略）
(3) 当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）により特定地域	(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３

改正後（案）	現行
型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第２項第２号に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２～６　（略）	２～６　（略）
７　前項第２号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	７　前項第２号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。	
９～12　（略）	８～11　（略）
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第44条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保	第44条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額

改正後（案）	現行
育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２～６　（略）	２～６　（略）
（運営規程）	（運営規程）
第47条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第40条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）	(7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第40条第２項に規定する選考の方法を含む。）
(8)～(11)　（略）	(8)～(11)　（略）
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第48条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第48条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
（記録の整備）	（記録の整備）

改正後（案）	現行
第50条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5)　（略） （準用） 第51条　第９条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第15条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第２項に	第50条　（略） ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5)　（略） （準用） 第51条　第９条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

改正後（案）	現行
おいて準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。	
（特別利用地域型保育の基準）	（特別利用地域型保育の基準）
第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第53条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第38条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第53条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第38条第３項、第40条第３項及び第41条第２項を除き、前条において準用する第９条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条か	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第41条第２項を除き、前条において準用する第９条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第３項において同じ。）

改正後（案）	現行
ら第34条までを含む。第53条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下本章（第44条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第53条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食	の規定を適用する。この場合において、第40条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「法第19条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第４項第

改正後（案）	現行
事の提供（第14条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。 第52条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第38条第２項、第40条第２項及び第41条第２項を除き、第51条において準用する第９条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用	３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

改正後（案）	現行
できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第53条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第53条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規

改正後（案）	現行
子どもを含む。）の総数が、第38条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第14条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
附　則 （連携施設に関する経過措置） 第４条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著	附　則 （連携施設に関する経過措置） 第４条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に

改正後（案）	現行
しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第３条関係　飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終　令和８年３月30日飯田市条例第11号）

改正後（案）	現行
（児童対象性暴力等の防止） 第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

飯田市営住宅等条例新旧対照表（最終　令和８年10月６日飯田市条例第37号）

改正後（案）	現行
別表第１（第２条、第３条関係） 　１～３　（略） 　４　４号市営住宅 　【別記１　参照】 　５　（略） 別表第４（第57条関係） 　【別記２　参照】 別表第５（第59条関係） 　【別記３　参照】	別表第１（第２条、第３条関係） 　１～３　（略） 　４　４号市営住宅 　【別記１　参照】 　５　（略） 別表第４（第57条関係） 　【別記２　参照】 別表第５（第59条関係） 　【別記３　参照】

【別記１】

改正後（案）

名称	位置
（略）	
松原市営住宅	飯田市南信濃和田

現行

名称	位置
（略）	
松原市営住宅	飯田市南信濃和田
中橋市営住宅	飯田市南信濃和田

【別記２】

改正後（案）

住宅の名称	入居者の資格の条件
（略）	
松原市営住宅	第20条第１項第３号、第４号及び第５号に定める条件を全て具備すること。

現行

住宅の名称	入居者の資格の条件
（略）	
松原市営住宅及び中橋市営住宅	第20条第１項第３号、第４号及び第５号に定める条件を全て具備すること。

【別記３】

改正後（案）

住宅の名称	住宅のある階又は建設年度	額
（略）		
松原市営住宅	昭和57年度	7,000円

現行

住宅の名称	住宅のある階又は建設年度	額
（略）		
松原市営住宅	昭和57年度	7,000円
中橋市営住宅	昭和41年度	3,000円

飯田市立学校体育施設使用料徴収条例新旧対照表（最終　平成25年12月25日飯田市条例第57号）

改正後（案）	現行
別表（第３条関係） 【別記　参照】	別表（第３条関係） 【別記　参照】

【別記】

改正後（案）

施設	使用料
（略）	
飯田市立遠山小学校校庭	１回につき500円。ただし、夜間照明設備を利用する場合に限る。
（略）	
飯田市立遠山小学校体育館	１回につき500円。ただし、照明設備を利用する場合に限る。
（略）	

現行

施設	使用料
（略）	
飯田市立上村小学校校庭	１回につき500円。ただし、夜間照明設備を利用する場合に限る。
（略）	
飯田市立上村小学校体育館	１回につき500円。ただし、照明設備を利用する場合に限る。
（略）	

飯田市恒川（ごんが）史跡公園条例新旧対照表（最終　令和５年３月27日飯田市条例第19号）

改正後（案）	現行
（設置） 第２条　奈良時代及び平安時代に信濃国最南の「伊那郡」を統治していた役所の跡として文化財保護法第109条第１項の規定により国の史跡に指定された恒川官衙（かんが）遺跡を保存し、かつ、その活用を図り、市民の歴史資産に対する理解を深め、もって教育及び文化の向上並びに地域の振興に資するとともに学習、交流及び情報発信の拠点とするため、史跡公園を設置する。 ２　史跡公園の区分及び位置は、次のとおりとする。 【別記　参照】 ３　ガイダンスエリアに、恒川官衙遺跡の保存及び活用並びに地域活動の拠点となる施設として、ごんが歴史交流館を設置する。 （開館時間及び休館日） 第３条　ごんが歴史交流館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。 (1) 開館時間　午前９時30分から午後５時まで（入館は、午後４時30分までに限る。）。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (2) 休館日　次のアからウまでのいずれかに該当する日。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 ア　月曜日及び火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当	（設置） 第２条　奈良時代及び平安時代に信濃国最南の「伊那郡」を統治していた役所の跡として文化財保護法第109条第１項の規定により国の史跡に指定された恒川官衙（かんが）遺跡を保存し、かつ、その活用を図り、市民の歴史資産に対する理解を深め、もって教育及び文化の向上並びに地域の振興に資するとともに学習及び交流の拠点とするため、史跡公園を設置する。 ２　史跡公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記　参照】

改正後（案）	現行
する場合を除く。 イ　休日の翌日（日曜日、土曜日又は休日に該当する場合を除く。） ウ　12月29日から翌年の１月３日までの日 （観覧料等） 第４条　ごんが歴史交流館における展示、催事等の観覧又は催事への参加に係る使用料（以下「観覧料等」という。）は、無料とする。 ２　市長は、特別な展示、催事等を行う場合には、前項の規定にかかわらず、その期間に限り、観覧料等を別に定め、納付させることができる。	
第５条・第６条　（略）	第３条・第４条　（略）
（使用許可の取消し等） 第７条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、史跡公園の使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。 (1)・(2)　（略） (3)　第５条第２項の規定により付された条件、同条第４項の規定又は第13条の規定に違反したとき。 (4)　（略） (5)　第５条の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。 (6)　前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上不適当であるとき。	（使用許可の取消し等） 第５条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、史跡公園の使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。 (1)・(2)　（略） (3)　第３条第２項の規定により付された条件、同条第４項の規定又は第11条の規定に違反したとき。 (4)　（略） (5)　第３条の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。 (6)　前２号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上不適当であるとき。
（使用料等の納付） 第８条　（略）	（使用料の納付） 第６条　（略）

改正後（案）	現行
２　（略）	２　（略）
３　特別な展示、催事等を観覧し、又は当該展示、催事等に参加する者（以下「観覧者等」という。）は、市長が別に定めるところにより第４条第２項の観覧料等を納めなければならない。	
第９条　（略）	第７条　（略）
（使用料等の減免）	（使用料の減免）
第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料及び観覧料等を減免することができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、使用料及び観覧料等の額に乗じて得た額とする。	第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、使用料の額に乗じて得た額とする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　（略）	２　（略）
（使用料等の還付）	（使用料の還付）
第11条　既に納付した使用料及び観覧料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。	第９条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。
(1) 使用者又は観覧者等の責めによらない事由により史跡公園が使用できなくなったとき。	(1) 使用者の責めによらない事由により史跡公園が使用できなくなったとき。
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
（原状回復義務等）	（原状回復義務等）
第12条　史跡公園に入場した者又は使用者（以下「入場者等」という。）は、史跡公園の使用が終了したとき、又は第７条の規定により史跡公	第10条　史跡公園に入場した者又は使用者（以下「入場者等」という。）は、史跡公園の使用が終了したとき、又は第５条の規定により史跡公

改正後（案）	現行
園の使用を取り消され、若しくは史跡公園の使用の停止を命じられたときは、直ちに、入場者等の負担により史跡公園を使用前の状態に復さなければならない。	園の使用を取り消され、若しくは史跡公園の使用の停止を命じられたときは、直ちに、入場者等の負担により史跡公園を使用前の状態に復さなければならない。
2　入場者等は、その責めに帰すべき事由により史跡公園に所在する建物、敷地、設備、備品、資料又は展示品（以下「公園施設等」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、教育委員会が指示するところにより、入場者等の負担により公園施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。	2　入場者等は、その責めに帰すべき事由により公園施設を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、教育委員会が指示するところにより、入場者等の負担により公園施設を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
（遵守事項）	（遵守事項）
第13条　入場者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第11条　入場者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 公園施設等を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。	(1) 史跡公園に所在する建物、敷地、設備又は備品（次条において「公園施設」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
(2) 史跡公園において、他人の使用の妨げになる行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。	(2) 史跡公園において、他者の使用の妨げになる行為をしないこと。
(3)～(7)　（略）	(3)～(7)　（略）
(8) 史跡公園をその用途以外に使用しないこと。	(8) 史跡公園をその用途以外に使用すること。
(9) ごんが歴史交流館において、備品、資料又は展示品に教育委員会の許可なく触れないこと。	
(10) 教育委員会の許可なく広告物等を掲示しないこと。	
(11)　（略）	(9)　（略）
（入場の拒否及び退場）	

改正後（案）	現行
第14条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、史跡公園への入場を拒否し、又は退場させることができる。 (1) 史跡公園内において入場者等が前条の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。 (2) その他史跡公園の管理上支障があるとき。	
第15条　（略）	第12条　（略）
別表（第９条関係） （略）	別表（第７条関係） （略）

【別記】

改正後（案）

区分	位置
清水エリア	飯田市座光寺4636番地
正倉院北側エリア	飯田市座光寺4767番地８
ガイダンスエリア	飯田市座光寺4701番地12

現行

名称	位置
清水エリア	飯田市座光寺4636番地
正倉院北側エリア	飯田市座光寺4767番地８